

納税環境の整備について

令和4年12月15日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1 加算税制度の見直し

1. 現行制度の概要

(1) 関税の納税申告の義務

申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者は、その貨物の引取りに係る輸入申告の際に、輸入申告書に必要事項を記載して、その貨物に係る関税の納税申告をしなければならないこととされている（関税法第7条第1項及び第2項）。

また、貨物を輸入しようとする者であって、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（特例輸入者）又は当該貨物の輸入に係る通関手続を認定通関業者に委託した者（特例委託輸入者）は、申告納税方式が適用される貨物について、必要な事項を記載した特例申告書を、その貨物の輸入の許可の日の属する月の翌月末日（提出期限）までに税関長に提出することによって、関税の納税申告を行うことができることとされている（同法第7条の2第1項及び第2項）。

(2) 無申告加算税の賦課

税関長は、納税申告が必要とされている貨物についてその輸入の時（特例申告貨物については、特例申告書の提出期限）までに当該申告がないときは、その調査により、当該貨物に係る税額等を決定することとなるが（関税法第7条の16第2項）、①当該決定がされた場合及び②当該決定がされた後に修正申告又は更正がされた場合には、その輸入の時までに納税申告がなかったことについて正当な理由があると認められる場合を除き、無申告加算税を課すこととされている（同法第12条の3第1項）。

また、特例申告書を提出期限までに提出すべきであった者は、その期限後においても、税関長による税額等の決定があるまでは特例申告書（期限後特例申告書）を税関長に提出することができるが（同法第7条の4第1項）、③期限後特例申告書の提出がされた場合及び④その提出がされた後に修正申告又は更正がされた場合には、その提出期限までに特例申告がなかったことについて正当な理由があると認められる場合を除き、無申告加算税を課すこととされている（同法第12条の3第1項）。

(3) 無申告加算税の割合

上記（2）の場合において、納税義務者には、申告、決定又は更正に基づく納付すべき税額（以下「納税額」という。）に15%の割合を乗じて計算した金額に

相当する無申告加算税を課すこととされている(関税法第12条の3第1項本文)。この無申告加算税の割合については、納税額が50万円を超える場合には、その超える部分について、その超える部分に相当する税額に20%の割合を乗じて計算した金額とすること等とされている(同条第2項)。

上記の無申告加算税の割合については、上記(2)②の修正申告、③の期限後特例申告書の提出又は④の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合は、それぞれ10%、15%とすることとされている(同条第1項)。さらに、その申告が調査通知がある前に行われたものであるときは、いずれも5%とすることとされている(同条第5項)。

2. 改正の必要性

(1) 高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ

内国税においては、提出期限後の納税申告書の提出や税務署長による税額等の決定があった場合等に、上記1.(3)と同じ割合の無申告加算税を課すこととされている(国税通則法第66条第1項、第2項及び第6項(現行))。この無申告加算税の割合について、善良な納税者の公平感を特に損なうおそれのある無申告行為を未然に抑止する観点から、社会通念に照らして申告義務を認識していなかったとは言い難い規模の高額無申告について、納税額が300万円を超える部分に係る割合を20%から30%に引き上げることが検討されている(注1)(注2)。

この点、関税においても、社会通念に照らして申告義務を認識していなかったとは言い難い規模の高額無申告があり得るため、輸入者による適正な申告を確保する観点から、内国税の改正の状況を踏まえて、内国税と同様に無申告加算税の割合を引き上げることが適当と考えられる(注1)(注2)。

(注1) 調査通知以後、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知する前にされた期限後特例申告書(内国税の場合は期限後申告書)の提出又は修正申告に基づく無申告加算税の割合(現行:10%(納税額が50万円を超える部分は15%))については、納税額が300万円を超える部分に対する割合を15%から25%に引き上げる。

(注2) 高額無申告を発生させたことについて納税者の責めに帰すべき事由がない場合には適用しない。

(2) 一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措

置の整備

内国税においては、繰り返し行われる悪質な無申告行為を未然に抑止し、自主的な申告を促し、納税コンプライアンスを高める観点から、前年及び前々年の国税について無申告加算税等（注3）を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税等を10%加重する措置を整備すること（注4）が検討されている。

この点、関税においても、繰り返し行われる悪質な無申告行為があり得るため、輸入者による適正な申告を確保する観点から、内国税の改正の状況を踏まえて、内国税と同様に無申告加算税等（注3）を10%加重する措置を整備すること（注4）が適当と考えられる。

（注3）無申告加算税に代えて課される重加算税（国税通則法第68条第2項、関税法第12条の4第2項）を含む。

（注4）本措置と、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を課された者が再び無申告又は仮装・隠蔽に基づく修正申告等を行った場合に課される無申告加算税又は重加算税の10%加重措置（国税通則法第66条第4項（現行）及び第68条第4項、関税法第12条の3第3項及び第12条の4第4項）の両方の要件を満たす場合には、いずれかが適用される。

3. 改正の方向性

内国税の改正の状況を踏まえて、納税額が300万円を超える部分に係る関税の無申告加算税の割合を20%から30%に引き上げることが適当ではないか（注1）（注2）。

（注1）調査通知以後、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知する前にされた期限後特例申告書の提出又は修正申告に基づく無申告加算税の割合（現行：10%（納税額が50万円を超える部分は15%））については、納税額が300万円を超える部分に対する割合を15%から25%に引き上げる。

（注2）高額無申告を発生させたことについて納税者の責めに帰すべき事由がない場合には適用しない。

また、内国税の改正の状況を踏まえて、前年及び前々年の関税について無申告加算税等を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税等を10%加重する措置を整備することが適当ではないか。

2

関税関係帳簿書類の電子保存制度の見直し

1. 現行制度の概要

(1) 関税関係帳簿書類の保存義務

貨物を業として輸出入する者は、当該貨物の品名、数量、価格その他の必要な事項を記載した帳簿（以下「関税関係帳簿」という。）を備え付け、かつ、関税関係帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した仕入書等の書類のうち、輸出入申告の際に税関に提出した書類以外のもの（以下「関税関係書類」といい、関税関係帳簿と合わせて、以下「関税関係帳簿書類」という。）を保存しなければならないこととされている（関税法第 94 条）。関税関係帳簿書類の備付け及び保存は当該関税関係帳簿書類に係る電磁的記録等の備付け及び保存によって代えることができることとされている（同法第 94 条の 2 及び第 94 条の 3）。また、貨物を業として輸出入する者は、電子取引を行った場合の取引情報に係る電磁的記録等を保存しなければならないこととされている（同法第 94 条の 5）。これらの電磁的記録の備付け及び保存は、財務省令で定める要件（改ざん防止措置、検索機能の確保等）に従って行うこととされている。

特例輸入者及び特定輸出者も、同様の帳簿を備え付け、かつ、同様の帳簿書類を保存し、電子取引を行った場合の取引情報に係る電磁的記録等を保存しなければならないこととされている（同法第 7 条の 9 及び第 67 条の 8）。

(2) 関税関係帳簿の代用とする輸入又は輸出の許可書

関税関係帳簿には、貨物の品名、数量及び価格、輸入又は輸出の許可年月日等を記載することとされているが、関税関係帳簿に記載すべき事項について、その全部又は一部の事項の記載のある関税関係書類又は輸入若しくは輸出の許可書を保存することにより、当該全部又は一部の事項の関税関係帳簿への記載を省略することができる（関税法施行令第 83 条第 1 項及び第 5 項）。

デジタル行政推進法等の法令の規定（注 5）により、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う輸入又は輸出の許可通知については、書面により行われたものとみなして、関税法等の規定が適用されることから、輸入又は輸出の許可書の保存による関税関係帳簿の代用については、当該輸入又は輸出の許可通知の電磁的記録の保存によっても関税関係帳簿の代用とすることができることとされている。

（注 5） 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 2 項、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52

年法律第 54 号) 第 3 条第 1 項等。

(3) スキャナ保存の要件

関税関係書類の保存に代えて、関税関係書類をスキャナで読み取った電磁的記録を保存(スキャナ保存)する場合には、財務省令で定める要件(改ざん防止措置、検索機能の確保等)に従って保存することとされている(関税法第 94 条の 2 第 3 項及び関税法施行規則第 10 条第 4 項)。

2. 改正の必要性

(1) 帳簿の代用とする輸入又は輸出の許可書の電子保存規定の明確化

関税関係帳簿の代用とする輸入又は輸出の許可通知の電磁的記録の保存については、関税法基本通達 94 の 5-1 (2)において、関税法第 94 条の 5 において定められている電子取引を行った場合の取引情報に係る電磁的記録と同じ保存要件(改ざん防止措置等)が適用される旨を規定しているが、当該規定が前提としている当該取引情報に係る電磁的記録は、本来、民間事業者間の電子取引を想定したものであるため、税関から送信する輸入又は輸出の許可通知にも適用されうるかが法令上は必ずしも明確ではない。

このため、関税関係帳簿の代用とする輸入又は輸出の許可通知の電磁的記録の保存について、電子取引を行った場合の取引情報に係る電磁的記録の保存と同じ保存要件が適用されることを政令上明確化することが適当と考えられる。

なお、内国消費税(消費税、酒税等)については、輸入許可書等の保存による帳簿の代用について、輸入許可通知等の電磁的記録の保存による帳簿の代用を可能とする等の規定の整備を行う予定(各内国消費税に係る政省令を改正)。

(2) スキャナ保存制度の見直し

内国税においては、スキャナ保存制度の一層の利用促進を図る観点から、国税関係書類をスキャナ保存する場合において求められる保存要件等の緩和として以下を検討中。

- ① スキャナで読み取った際の解像度等に関する情報の保存を不要とする
- ② 入力者等の情報を確認することができるようにしておくことを不要とする(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件についても同様)
- ③ 会計帳簿の記載事項との関係が明らかであるように整理しておくことを求めるスキャナで読み取った書類の種類を契約書等の特定の書類に限定する

内国税における検討結果を踏まえて、関税関係書類をスキャナ保存する場合に求められる保存要件等のうち①及び②については内国税と同様に緩和を実施することが適当と考えられる（省令改正）。他方、関税関係書類については、スキャナ保存の場合に限らず、書面を保存する場合や自己が一貫してコンピュータで作成した電磁的記録を保存する場合にも、輸入許可書の番号等により関税関係帳簿の記載事項との関係が明らかであるように整理しておくこととされており、スキャナ保存の場合に限った内国税の書類の保存要件とは異なるため、③については対応しないことが適当と考えられる。

3. 改正の方向性

関税関係帳簿の代用とする輸入又は輸出の許可通知の電磁的記録の保存について、電子取引を行った場合の取引情報に係る電磁的記録の保存と同じ保存要件が適用されることを政令上明確化することが適当ではないか。

内国税における検討結果を踏まえて、関税関係書類をスキャナ保存する場合において求められる保存要件等についても、スキャナで読み取った際の解像度等に関する情報の保存を不要とするとともに、入力者等の情報の確認を不要とすることが適当ではないか。